

新潟市告示第75号

掲示期間 1.18-1.28

新潟市新津地域学園体育施設，新潟市新津東部運動広場及び新潟市新津東町庭球場

使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき，新潟市新津地域学園体育施設，新潟市新津東部運動広場及び新潟市新津東町庭球場の使用料の徴収を平成27年4月1日から平成31年3月31日までの期間，次のとおり委託したので，同施行令第158条第2項の規定により，下記のとおり告示する。

平成31年1月18日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行う体育施設の名称及び位置		徴収事務受託者
名称	位置	
新潟市新津地域学園体育施設	新潟市秋葉区新津東町 2丁目5番6号	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号 NKS・OZスポーツグループ 代表者 株式会社NKSコーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広
新潟市新津東部運動広場	新潟市秋葉区古田ノ内 大野開13番地	
新潟市新津東町庭球場	新潟市秋葉区新津東町1 丁目246番地1	